

桑名市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市上下水道事業管理規程第3号

桑名市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

桑名市指定給水装置工事事業者規程（平成16年桑名市公営企業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「指定工事業者は、」の次に「第1項又は第2項の規定による」を加え、「に当たっては、一の事業所の主任技術者」を「場合において、選任しようとする者」に、「他の」を「2以上の」に、「とならないように」を「を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。